

議事日程第4号

平成28年3月18日（金曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

町長報告 1件

報告第2号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）

日程第3 追加議案の上程及び提案理由の説明 1件

議案第26号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第4 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決 7件

民生文教常任委員会付託事件 3件

議案第3号 平成28年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について

議案第4号 平成28年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第5号 平成28年度御嵩町介護保険特別会計予算について

総務建設産業常任委員会付託事件 4件

議案第2号 平成28年度御嵩町一般会計予算について

議案第6号 平成28年度御嵩町下水道特別会計予算について

議案第7号 平成28年度御嵩町水道事業会計予算について

議案第19号 御嵩町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について

日程第5 議案の審議及び採決 11件

議案第14号 御嵩町人事行政の運営等の公表に関する条例及び御嵩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 御嵩町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 御嵩町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 御嵩町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 御嵩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 御嵩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第25号 中濃地域農業共済事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第26号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（12名）

議長 大 沢 まり子	1 番 奥 村 雄 二	2 番 安 藤 信 治
3 番 伏 屋 光 幸	5 番 高 山 由 行	6 番 山 口 政 治
7 番 安 藤 雅 子	8 番 柳 生 千 明	9 番 山 田 儀 雄
10番 加 藤 保 郎	11番 岡 本 隆 子	12番 谷 口 鈴 男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 公 夫	副 町 長 瀬 瀬 久 美
教 育 長 高 木 俊 朗	総 務 部 長 寺 本 公 行
民 生 部 長 山 田 徹	建 設 部 長 伊 左 次 一 郎
企 画 調 整 担 当 参 事 葛 西 孝 啓	教 育 参 事 兼 学 校 教 育 課 長 田 中 秀 典
総 務 防 災 課 長 亀 井 孝 年	企 画 課 長 各 務 元 規

環境モデル都市
推進室長兼
まちづくり課長
可 児 英 治
税 務 課 長
若 尾 要 司
保険長寿課長
加 藤 暢 彦
農 林 課 長
石 原 昭 治
建 設 課 長
筒 井 幹 次
生涯学習課長
若 尾 宗 久

亜炭鉱廃坑
対策室長
鍵 谷 和 宏
住民環境課長
大 鋸 敏 男
福 祉 課 長
佐久間 英 明
上下水道課長
須 田 和 男
会計管理者
水 野 嘉 博

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長
小木曾 昌 文

議会事務局
書記
金 子 文 仁

開議の宣告

議長（大沢まり子君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

ケーブルテレビ可児より撮影取材の依頼がありましたので、これを許可します。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 伏屋光幸君、5番 高山由行君の2名を指名します。

諸般の報告

議長（大沢まり子君）

日程第2、諸般の報告を行います。

町長報告を行います。

報告第2号 専決処分の報告について、朗読を省略し説明を求めます。

建設課長 筒井幹次君。

建設課長（筒井幹次君）

おはようございます。

それでは諸般の報告その2の1ページをお願いいたします。

報告第2号 専決処分の報告についてです。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処
分したので、同条第2項の規定により報告をいたします。

専決第3号 専決処分書。

平成27年御嵩町議会第2回定例会で議決され、第4回定例会での議決を経て一部変更した工
事請負契約の一部変更について、平成28年2月25日専決処分いたしました。

契約の目的は、御嵩町公共下水道事業長岡雨水幹線（第3工区）工事です。契約金額6,654
万960円を6,555万8,160円に変更するものでございます。変更理由は、交通誘導員の減に伴う

減額です。契約の相手方は、株式会社本州緑化建設です。

それでは、次に資料つづりその4の2ページをお願いいたします。

この2ページには工事請負変更契約書の写しを載せてございます。

次の3ページをお願いいたします。

工事の概要図です。主な変更理由といたしまして、国道21号の通行規制に伴う交通誘導員の配置人数が、工程調整や規制方法の工夫などによりまして、予定に対し50人削減できたことによる減額でございます。

施工延長のほうにつきましては、工事終点部において、既設水路とのすりつけ調整のためL型水路溝を2メートル追加施工し、施工延長といたしましてL=147.5メートルを149.5メートルとするものでございます。

なお、本工事につきましては去る3月10日に完成をいたしまして、完了検査も済ませておる状況でございます。

以上、報告をさせていただきます。

追加議案の上程及び提案理由の説明

議長（大沢まり子君）

日程第3、追加議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。追加議案として付議されました議案第26号を議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

議案第26号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任について朗読を省略し、説明を求めます。

副町長 瀬瀬久美君。

副町長（瀬瀬久美君）

それでは、議案第26号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて御説明を申し上げます。

追加議案つづりの1ページ、資料つづりその4の1ページをお願いをいたします。

固定資産評価審査委員会委員の定数は3人ですが、この委員のうち塩澤隆良さんが前任者の残任期間である1年8カ月間のお務めをいただきまして、平成28年3月31日をもって任期満了となります。塩澤さんは人格識見とも固定資産評価審査委員会委員にふさわしい方ですので、引き続きお願いいたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の

同意を求めるものであります。

塩澤隆良さんは昭和28年7月9日生まれの62歳。住所は御嵩町御嵩1250番地1であります。任期は平成31年3月31日までの3年間となります。

資料つづりの履歴書をお目通しの上、御審議のほどよろしくお願いをいたします。以上であります。

付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

議長（大沢まり子君）

日程第4、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。

各常任委員会に付託しました議案第2号から議案第7号までと、議案第19号の合わせて7件を一括議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

ただいま議題としました7件について、議長宛てに審査報告書の提出がありましたので、それぞれの常任委員会委員長より順次報告をしていただき、審議及び採決を行います。

初めに、民生文教常任委員会付託事件の議案第3号 平成28年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第4号 平成28年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第5号 平成28年度御嵩町介護保険特別会計予算について、以上3件について行います。

民生文教常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長 岡本隆子さん。

民生文教常任委員会委員長（岡本隆子君）

議長 大沢まり子様。民生文教常任委員会委員長 岡本隆子。

民生文教常任委員会付託事件審査報告書。

平成28年3月10日に開催された御嵩町議会第1回定例会本会議において、本委員会に付託された事件について、御嵩町議会会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

記1. 審査実施日、平成28年3月15日。

2. 審査事件名、議案第3号 平成28年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第4号 平成28年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第5号 平成28年度御嵩町介護保険特別会計予算について。

3. 審査の経過、予算の審査に当たっては、予算書及び歳入歳出予算附属書類等の説明を関係職員に求め、適正かつ適切であるか、住民が賛成する内容であるかなどを主眼に審査いたし

ました。

主な意見及び質疑は次のとおりです。審査の経過の主な意見、質疑についてはお目通しください。

4. 審査の結果、議案第3号 平成28年度御嵩町国民健康保険特別会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。議案第4号 平成28年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。議案第5号 平成28年度御嵩町介護保険特別会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。以上です。

議長（大沢まり子君）

委員長報告が終わりましたので、それぞれの案件ごとに委員長報告に対する審議及び採決を行います。

議長（大沢まり子君）

議案第3号 平成28年度御嵩町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号 平成28年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第4号 平成28年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号 平成28年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第5号 平成28年度御嵩町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号 平成28年度御嵩町介護保険特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

続きまして、総務建設産業常任委員会付託事件の議案第2号 平成28年度御嵩町一般会計予算について、議案第6号 平成28年度御嵩町下水道特別会計予算について、議案第7号 平成28年度御嵩町水道事業会計予算について、議案第19号 御嵩町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について、以上4件について行います。

総務建設産業常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男君。

総務建設産業常任委員会委員長（谷口鈴男君）

それでは、総務建設産業常任委員会付託事件審査につきまして報告をさせていただきます。

御嵩町議会議長 大沢まり子様。平成28年3月16日。総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男。

平成28年3月10日に開催された御嵩町議会第1回定例会本会議において、本委員会に付託された事件について、御嵩町議会会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

審査実施日、平成28年3月16日。

審査事件名、議案第2号 平成28年度御嵩町一般会計予算について、議案第6号 平成28年度御嵩町下水道特別会計予算について、議案第7号 平成28年度御嵩町水道事業会計予算について、議案第19号 御嵩町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について。

審査の経過、予算の審査に当たっては、予算書及び歳入歳出予算附属書類等の説明を関係職員に求め、次の点に主眼をおいて審査しました。編成された予算が一つの施策だけに重点を置くようなものではなく、広く客観的に住民全体の立場に立った公平なものか。基本構想、基本計画その他の計画等に沿ったものか。使用料、国庫・県支出金などの算定が的確になされ財源が確保されているのか。

なお、主な質疑は次のとおりであります。この主な質疑につきましては、お目通しをお願いしたいと思います。

審査の結果、議案第2号 平成28年度御嵩町一般会計予算につきましては、全員の賛成により可決すべきものと決定した。議案第6号 平成28年度御嵩町下水道特別会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。議案第7号 平成28年度御嵩町水道事業会計予

算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。議案第19号 御嵩町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。以上であります。

議長（大沢まり子君）

委員長報告が終わりましたので、それぞれの案件ごとに委員長報告に対する審議及び採決を行います。

議長（大沢まり子君）

議案第2号 平成28年度御嵩町一般会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

公共施設整備検討事業の内容についてですが、これはどのようなことが確認されたのか、お願いいたします。

議長（大沢まり子君）

12番 谷口鈴男君。

総務建設産業常任委員会委員長（谷口鈴男君）

まず、総括質疑の折にこの問題が指摘されまして、執行部からの説明がございました。委員会におきましても、やはり確認の意味で質疑に入らせていただきまして、執行部からの説明については総括質疑のときの回答と同じでございました。

なお、その内容につきましては、公共施設整備の予算100万円につきましては、役場庁舎の整備、中保育所の整備等について、業者委託を行う費用としてとりあえず100万円を計上したと。

それから、検討委員会の15万円の予算等につきましては、役場庁舎整備について、その業者委託の中で、それに従ってもし早急に制度設計が必要であるというような内容であれば、それについてさらにそのための検討委員会の設立をしたいと、こういう方向で説明がございましたし、委員会としてはそれを承認しております。以上でございます。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第2号 平成28年度御嵩町一般会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第6号 平成28年度御嵩町下水道特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号 平成28年度御嵩町下水道特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第7号 平成28年度御嵩町水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号 平成28年度御嵩町水道事業会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第19号 御嵩町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第19号 御嵩町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

議案の審議及び採決

議長（大沢まり子君）

日程第5、議案の審議及び採決を行います。

議案第14号 御嵩町人事行政の運営等の公表に関する条例及び御嵩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第14号 御嵩町人事行政の運営等の公表に関する条例及び御嵩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第15号 御嵩町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第15号 御嵩町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第16号 御嵩町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第16号 御嵩町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第18号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第18号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第20号 御嵩町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第20号 御嵩町手数料条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第21号 御嵩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第21号 御嵩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第22号 御嵩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第22号 御嵩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第23号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第23号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第24号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議

題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第24号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第25号 中濃地域農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第25号 中濃地域農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第26号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第26号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（大沢まり子君）

日程第6、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営

委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長（大沢まり子君）

以上で本定例会に提出されました案件は全て終了しました。

ここで町長より挨拶をお願いいたします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

ただいまは、今定例会に上程させていただきました全ての議案について議了していただきましたこと、心からお礼を申し上げます。ありがとうございます。

これで4月1日から平成28年度、穏やかにスタートが切れる、そのように確信はしておりますが、平成28年度というのは御嵩町にとってのターニングポイントだと思っております。これは行政側においてもそうですし、議会側においてもそうなると思っております。大変大きな事業を計画しなければいけない。また、決めていかなければいけないという年になります。早ければ9月、遅くとも年内には少なくとも2つの施設の方向性は行政側としてきちんと示す、また議会側としても受けとめた形で結論を出していただく、決断をしていただくという年になります。

今後、施設建設などを改造すれば、数十年単位での時間をそこで過ごすこととなります。そういう意味では、御嵩町議会にとっても大変難しい選択を迫られることとなるかと思っております。ただ、事業について、全てにおいて100点満点をいただけるということは私はあり得ないと思っております。合格点を目指して、なるべくそれを高い合格点にしていくということを目指すべきだと思っております。

今後、白紙の状態ではありますけれど、頭に思い浮かべていただければ、おおむねどなたでも幾つの案が考えられるかということはおわかりになると思っております。その中の一つを選択していく、その決断が求められる年になります。一般の方は、永遠に無限に時間があり、議論しても済むわけですが、少なくとも我々は答えを出すためにこの場にいるという気持ちで議会にも私自身も臨んでおりますし、当時議員であった自分の時代も思い浮かべてみますと、そのような姿勢で臨んだと考えております。

そういう意味では、この半年間、10カ月近くを中身の濃いきちんとした議論を皆さんともしていきたいと思っておりますし、またどのような選択が最もいいのかを研究する、そんな時間も設けていけたらなということをお思っておりますので、ぜひ皆さんにも頭をやわらかくしていただいて、アイデアが大切だと思っておりますので、その点、議員の皆さんには期待をさせていただいてお

りますので、よろしくお願ひいたします。

また、今27年度で副町長が退任をいたします。4年前、私も随分迷いました。一気に若返らせるのがいいのか、もしくは安定感を求めるのか、柳川前町長からは、多分当時の課長としては一番叱られなかった課長であろうというのが瀨瀨副町長であります。そういう意味では安定感を求めたということで4年間をお願いし、休みをほとんどとらずに頑張ってくれたと、私自身大変満足しております。

また、私の知らないところで職員に対してもかなりの、事務方のトップと私は思っておりますけれども、指導をしてくれたことについては本当にありがたいと思っております。

4月1日からは、行政組織の中ではもう私より年上は一人もいなくなります。そういう意味では、しっかりしなければという思いを今新たに28年度を迎えようとしております。

新たに寺本副町長が誕生しますけれども、まだまだ至らぬところがたくさん出てくるかと思ひますけれども、議会の皆さんにも厳しく育てていただきたいというふうに思ひます。

そして、県から派遣していただひている葛西参事におかれては、栄転ということで東京事務所の方に転勤といひますか、県のほうから東京事務所に行かれることになりました。東京へ行く楽しみもふえましたし、今後東京へ行った際に、日程の調整などは御本人が見えるわけですが、大変そういう意味では心強いと思ひます。他にもってかえがたいような存在でありまして、彼が怒ったようなところは見たことがありませんけれども、非常に丁寧な仕事を、職員たちにもいい影響を与えて教えていただひただけだと、本当に中身の濃い3年間を送っていただひただけだと、このように思ひます。この場をおかりしまして、労をねぎらいつつお礼を申し上げます。ありがとうございました。

また、この場にはおりませんが、水野係長が定年を迎えられます。本当に目立つ存在ではないんですけれども、独特な雰囲気と独特な声で非常に周囲を和ませていただひて勤め上げていただひたということになります。そういう点でも、ここに出席している者ばかりではなく御嵩町の行政を支えてくれた職員がたくさんいます。4月1日からまた新たな職員が加わりますけれども、入れかわりと考えていただひて、3月31日にはこれらの職員を送り出してやっただけきたいと思ひます。

28年度、行政対議会と、対峙したりする必要はないわけですが、十分な議論をできる、また限られた時間を意識しながら過ごしてまいりたいと思ひますので、皆さんにはその点御理解をいただきまして、28年度、中身の濃い、将来、あの年、あの判断ができてよかったと言われるような平成28年度にする責任が我々にはあるということをお伝えして、本日この定例会最終日、議了していただきました全ての議案に真摯に取り組むということをお約束して定例会の挨拶とさせていただきます。御苦勞さまでございました。

閉会の宣告

議長（大沢まり子君）

これをもちまして、平成28年御嵩町議会第1回定例会を閉会いたします。これにて解散いたします。

午前9時47分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員